

共社第 13 号  
平成 30 年 8 月 30 日

関係市町村障害福祉主管課長 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部共生社会推進課長  
(公 印 省 略)

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援における体験等への協力について  
(依頼)

日頃より障害福祉施策の推進に御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では平成 29 年 10 月に津久井やまゆり園再生基本構想を策定し、「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについて」（障発 0331 第 15 号平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「ガイドライン」という。）を参考に、関係市町村の協力を得て津久井やまゆり園利用者の意思決定支援に取り組んでいます

利用者の体験等の促進に向け、本年 7 月 26 日「津久井やまゆり園利用者の意思決定支援を考慮した支給決定等について」を別添のとおり発出いたしました。

については、関係市町村におかれましては、別添の内容についてご了知の上、貴管内事業者、関係団体等に対し、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援における体験等への協力の呼びかけにつきまして、特段のご配慮をくださいますようお願いいたします。

問合せ先  
再生グループ 熊岡、関田、鈴木、後藤  
電話 045-285-0738(直通)

共社第 10 号  
平成 30 年 7 月 26 日

関係市町村障害福祉主管課長 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部共生社会推進課長  
(公 印 省 略)

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援を考慮した支給決定等について (依頼)

日頃より障害福祉施策の推進に御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では平成 29 年 10 月に津久井やまゆり園再生基本構想を策定し、「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについて」(障発 0331 第 15 号平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下「ガイドライン」という。)を参考に、関係市町村の協力を得て津久井やまゆり園利用者の意思決定支援に取り組んでいます。

ガイドラインでは、「意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)を作成し、本人の意思決定支援に基づくサービスの提供を行うことが重要である。」、特に「体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。」と規定されています。

また、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)では、第 23 条第 1 項において、「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。」と規定されています。

つきましては、「介護給付費等の支給決定等について」(障発第 0323002 号平成 19 年 3 月 23 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第四の 1 の (1) ④において、「当該障害者等が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して介護給付費等の支給決定を行う。その際、社会参加の意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。」、また、同第四の 4 の (1) において、「原則として、併給できないサービスの組み合わせは特定せず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害者等の自立を効果的に支援する観点から、市町村が支給決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。」と規定されていることから、関係市町村におかれましては、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援における体験等の重要性を御理解いただき、支給決定等にご配慮いただきますようお願いいたします。

問合せ先

再生グループ 熊岡、関田、鈴木、後藤  
電話 045-285-0738(直通)